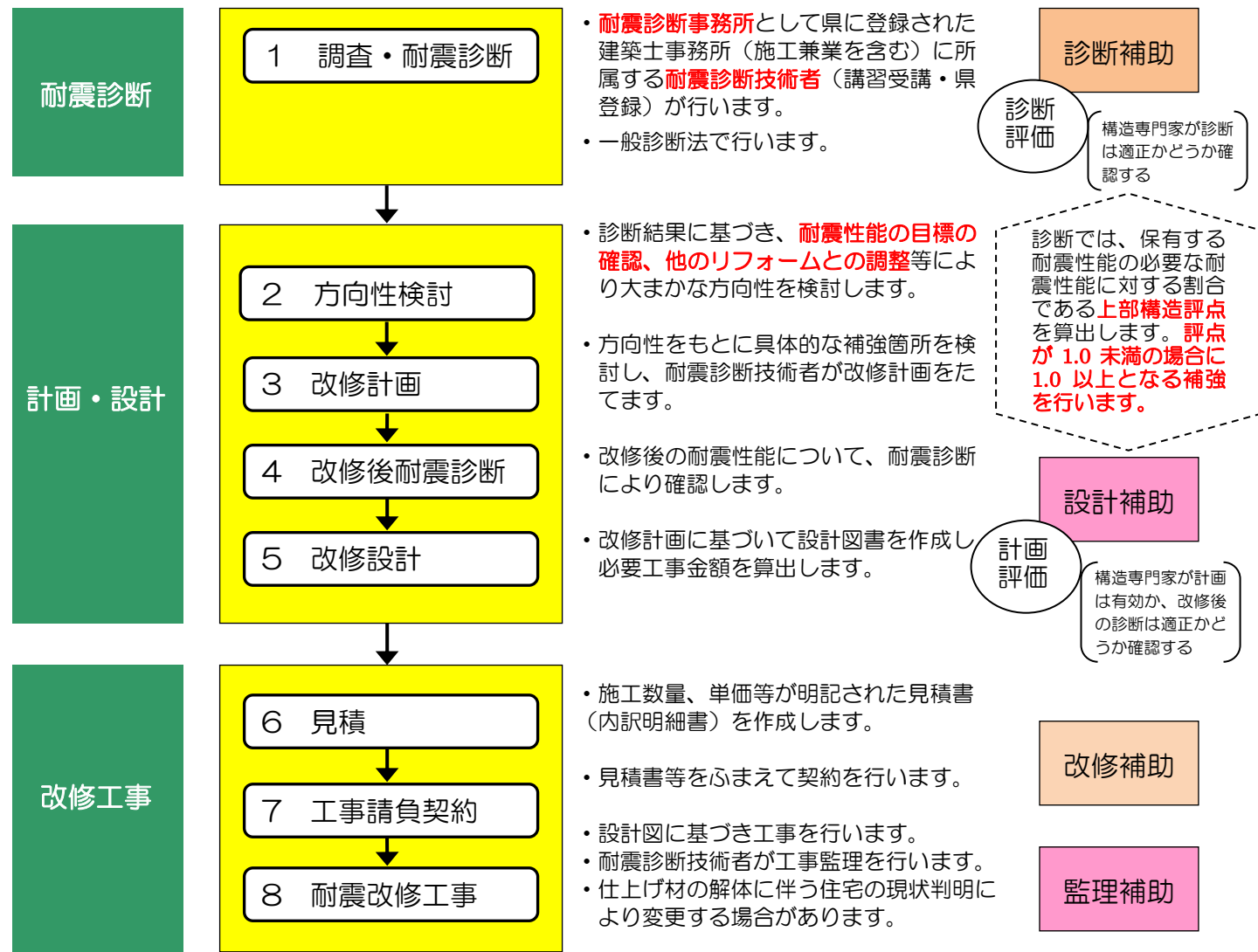


耐震診断から耐震改修へ



（旧耐震基準である昭和56年5月以前の着工）

築38年以上の木造住宅は大地震で倒壊する可能性大！



まずは、耐震診断 ついで、耐震改修 市町の補助制度を利用しましょう。

（昭和56年5月以前に着工された木造住宅が対象）

【要チェック！】

耐震診断が、3,000円から **+** 補助金合計 **114万円以上** 実施可能

【標準的な場合】

補助金合計 **114万円以上**

愛媛県建築物耐震改修促進連絡協議会
平成31年4月版



市町の耐震補助窓口

※○：制度あり ◎：無料（久万高原町、松前町）
 ※派遣制度：市町に申込みするだけで、耐震診断が行える制度。
 ※補助制度：自分で業者と契約を行い、診断や工事実施後、補助金を受け取る制度。
 ※代理受領制度：申込者が耐震改修にかかった費用から補助金を引いた額を業者に支払い、補助金を市町から業者に直接支払う制度。

H31年4月現在

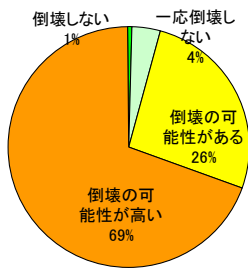
市町	担当課	電話番号	診断				工事						
			派遣制度 (3,000円から実施可)	補助制度	補助制度	代理受領制度	市町	担当課	電話番号	派遣制度 (3,000円から実施可)	補助制度	補助制度	代理受領制度
松山市	建築指導課	089-948-6512	○	○	○	○	東温市	都市整備課	089-964-4412	○	○	○	○
今治市	建築指導課	0898-36-1566	○	○	○	○	上島町	建設課	0897-77-2500	○	○	○	×
宇和島市	建築住宅課	0895-24-1111	○	○	○	○	久万高原町	建設課	0892-21-1111	◎	○	○	○
八幡浜市	建設課	0894-22-3111	○	○	○	○	松前町	まちづくり課	089-985-2111	◎	○	○	○
新居浜市	建築指導課	0897-65-1273	○	○	○	○	砥部町	建設課	089-962-6010	○	○	○	○
西条市	建築審査課	0897-52-1554	○	○	○	○	内子町	建設デザイン課	0893-44-6157	○	○	○	○
大洲市	都市整備課	0893-24-2111	○	○	○	○	伊方町	産業建設課	0894-38-0211	○	○	○	○
伊予市	都市住宅課	089-982-1111	○	○	○	○	松野町	建設環境課	0895-42-1115	○	○	○	×
四国中央市	建築住宅課	0896-28-6183	○	○	○	○	鬼北町	建設課	0895-45-1111	○	○	○	○
西予市	建設課	0894-62-6410	○	○	○	○	愛南町	消防本部消防課	0895-72-0131	○	○	○	○

■愛媛県の担当窓口：愛媛県土木部道路都市局建築住宅課 電話：089-912-2757

このリーフレットの文章とイラストの一部は一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会 発行の「性能向上 リフォームガイドブック 耐震編」から転載又は加工しています。

昭和56年5月以前の住宅の
96%が倒壊の危険性があります

耐震診断結果(県内H16~22)全979戸

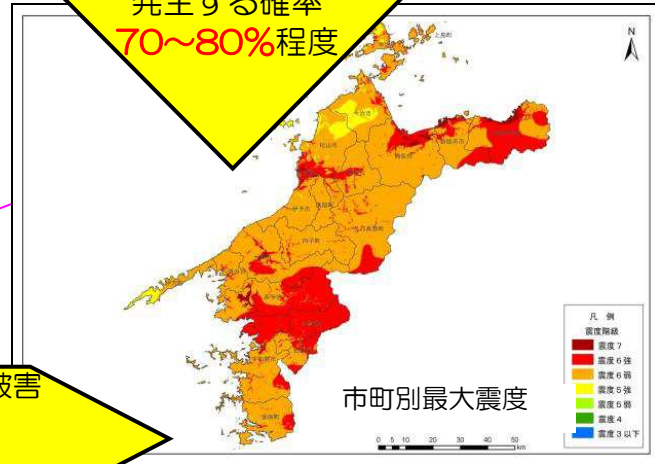


南海トラフ巨大地震 (M9.0) の揺れによる建物被害
 ○ 全壊 107,554 棟 (11.7%)
 ○ 半壊 128,773 棟 (14.0%)
 【愛媛県地震被害想定調査 (H25) による】

建築基準法で定められている耐震性能は、
 ○ 中地震 (震度5強程度) で損傷しないこと
 ○ 大地震 (震度6強程度) で大破、倒壊しないこと
 の2点で、**大地震時に倒壊させないこと**を目標としています。**倒壊さえしなければ人命を守る可能性をぐんと高めることができます。**

南海トラフ地震対策

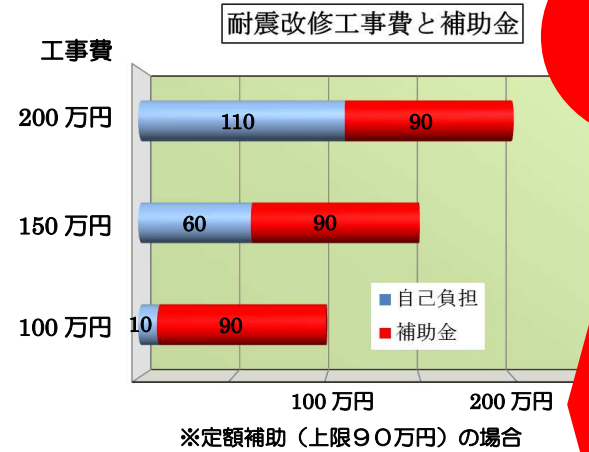
今後30年以内に発生する確率
70~80%程度



東日本大震災では、巨大地震でありながら揺れによる木造住宅の被害は比較的少なかったと報告されています。これは、地震波の周期と木造住宅の固定周期との関係で共振しなかったためといわれています。しかし、**阪神淡路大震災の犠牲者 6,400 人のうち8割以上が建物の倒壊等による圧死でした。**

耐震改修工事費

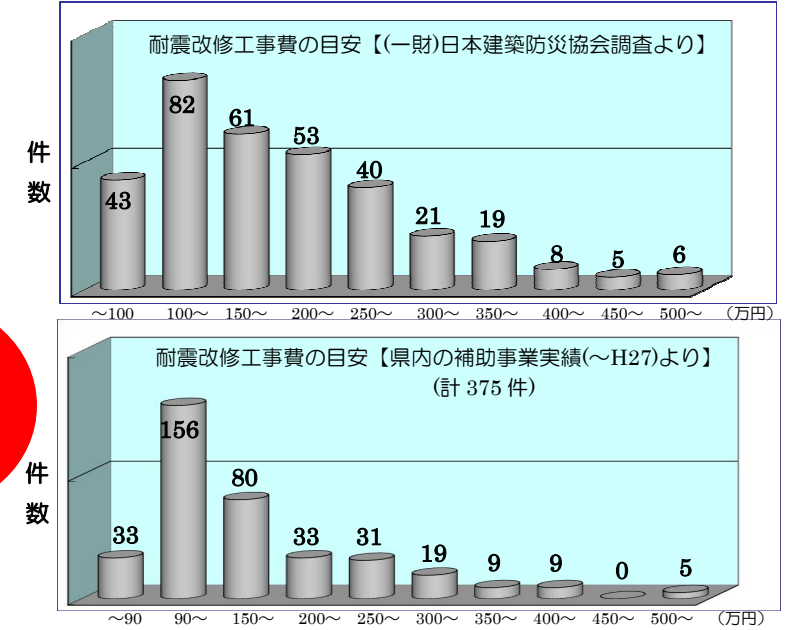
耐震改修工事費は、住宅の規模や状態により違いがあり、**100~150万円程度が最も多くなっていますが、市町の補助制度や税制優遇制度を利用すれば自己負担額を少なくできます。**



補助

耐震改修に必要な補助対象工事費に対し、**上限90万円まで補助** (市町により異なります)
 ※県は市町負担分の1/2 (22.5万円/件) を市町に補助

耐震診断費用、改修設計費用、工事監理費用に対する補助もあります (市町により異なります)
 改修により、所得税額控除、固定資産税減額を受けられる場合があります



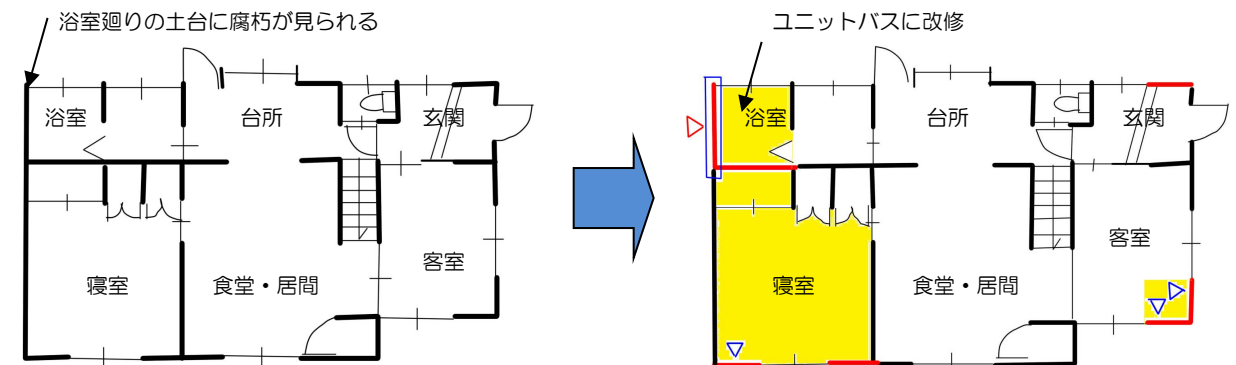
リフォームと同時施工の勧め

昭和56年5月以前の旧耐震基準の木造住宅は、築35年以上が経過し、内外装や設備等のリフォームを検討されている場合もあると思われます。そこで、**水廻りの変更、内外装・屋根材の改修あるいはバリアフリー化などの一般リフォームを行う場合に、同時に耐震改修工事を行えば、コストや手間などの面で合理です。是非、耐震化も併せて検討してください。**

また、昭和56年6月以降の新耐震基準の住宅の場合でも、定期的なメンテナンスが重要です。なお、平成12年以前の住宅の中には、筋かいの端部や、柱頭、柱脚の固定が不十分な場合がありますので、リフォームで壁仕上げをはがすときなど、状況を確認し、固定が不十分な場合は補強する等の対応をお勧めします。

改修事例

浴室のユニットバス化と寝室の内装リフォームと同時に腐朽部の交換と壁のバランスを改善した例



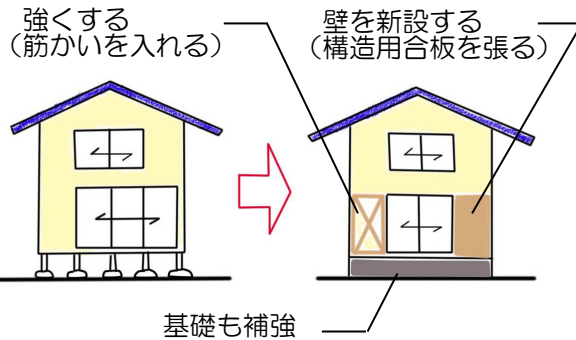
○ 上部構造評点
 改修前：0.73 (倒壊する可能性がある)
 改修後：1.19 (一応倒壊しない)

■ リフォームした範囲
 □ 基礎補強、土台交換
 ■ 構造用合板設置
 ▲ 筋かい設置 45×90
 △ 既存筋かい金物補強

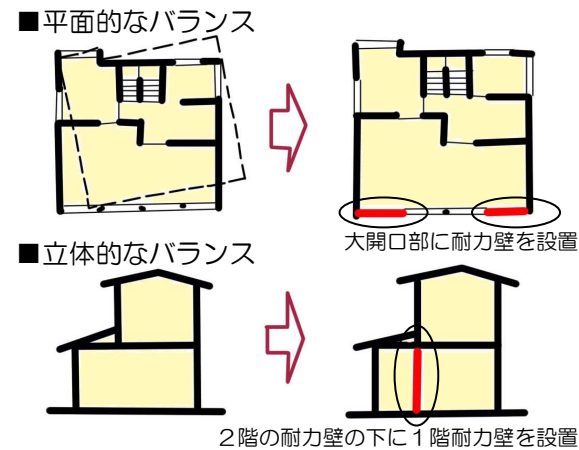
耐震改修方法 (例)

大地震で倒壊しないよう住宅を強くすることが必要で、「強い壁」を「バランスよく増やし」、上部構造と基礎が一体となって、地盤の揺れに抵抗できるようにします。

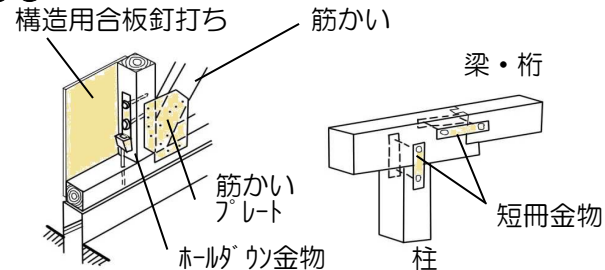
1 強い壁を増やす



2 壁をバランスよく配置する



3 柱・梁・筋かいなどを金物などでしっかり緊結する



4 床や屋根を補強する (屋根を軽くするなど)

・床に構造用合板を打ち付ける。など

5 基礎を丈夫にする

・無筋基礎に鉄筋コンクリート基礎を一体化する。など

6 土台や柱が腐らないようにする

・腐朽材料は取り換える。